厚生労働省

島根労働局

Press Release

益田労働基準監督署発表 令和８年 11 月４日(水)

担当者	益田労働基準監督署 署長　　重弘　拓也 〇監督・安衛課長　　勝部　貴之 電話　　0856－22－2351

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（構造規格に適合しないデリックを使用した疑い）

益田労働基準監督署（署長：重弘（しげひろ）　拓也（たくや））は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、下記の被疑者を松江地方検察庁益田支部に書類送検しました。

１　被疑者

（１）株式会社内村電機工務店

所 在 地：島根県出雲市今市町

事業内容：電気通信工事業

（２）同社現場代理人　Ａ　（男性　33 歳）

（３）株式会社ＥＳライン

所 在 地：愛媛県今治市八町西

事業内容：電気通信工事業

（４）同社代表取締役　Ｂ　（男性　70 歳）

２　違反条文

（１）株式会社内村電機工務店及び被疑者Ａについて

労働安全衛生法違反

同法第 31 条第 1 項（注文者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第 656 条（クレーン等についての措置）

同法第 119 条第１号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

（２）株式会社ＥＳライン及び被疑者Ｂについて

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生令第 13 条第３項第 16 号

労働安全衛生規則第 27 条（規格に適合した機械等の使用）

同法第 119 条１号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

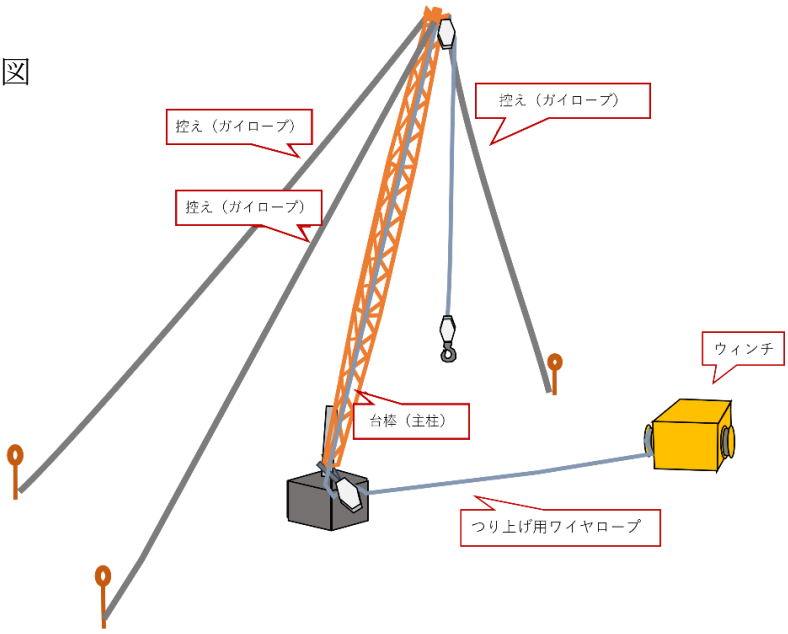
３　災害の概要

令和８年６月５日、株式会社内村電機工務店が元請事業者として施工する島根県益田市匹見町内の鉄塔解体工事現場において、デリックを使用して鉄塔の解体作業を行っていたところ、デリックの台棒が倒壊し、下請事業者として作業していた株式会社ES ラインの作業員Ｃに当たり、死亡するという労働災害が発生しました。

４　被疑内容

労働安全衛生法では、つり上げ荷重が 0.5ｔ以上２ｔ未満のデリック[1]は、デリック構造規格を具備したものでなければ、使用してはならないことが規定されています。デリック構造規格では、倒壊を防止するため、主柱を支えるガイロープ（控え）を３本以上設けることなどが求められています。しかし、災害発生当時に使用していたデリックには、構造規格で定める数の控えを設けておらず、倒壊のおそれがある状態で使用していた疑いがあるものです。

５　デリックのイメージ図



[1] デリックとは、「荷を動力を用いてつり上げることを目的とする機械装置であって、マストまたはブームを有し、原動機を別置し、ワイヤロープにより操作されるもの」です。

別添

関　係　法　令

(注文者の講ずべき措置)

労働安全衛生法第三十一条　特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者(労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。)に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

(クレーン等についての措置)

労働安全衛生法施行規則第六百五十六条　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にクレーン等を使用させるときは、当該クレーン等を、法第三十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(特定機械等の構造に係るものに限る。)又は法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

(罰則) *

労働安全衛生法第百十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項若しくは第三項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反したとき。

二　第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

三　第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付したとき。

四　第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反したとき。

(罰則)〔両罰規定〕

労働安全衛生法第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十

九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生法第二十条　事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険

二　爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三　電気、熱その他のエネルギーによる危険

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

労働安全衛生法施行令第十三条

(中略)

3　法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

(中略)

十六　つり上げ荷重が〇・五トン以上二トン未満のデリック

(規格に適合した機械等の使用)

労働安全衛生法施行規則第二十七条　事業者は、法別表第二に掲げる機械等及び令第十三条第三項各号に掲げる機械等については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

デリック構造規格第十六条　控えは、次の各号に定めるところによるものでなければならない。

三　ガイデリック又はジンポールデリックのガイロープである控えにあっては、次に定めるところによること。

イ　数は、ガイデリックにあっては六以上、ジンポールデリックにあっては三以上であること。

(罰則) *

労働安全衛生法第百十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項若しくは第三項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反したとき。

二　第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第六項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

三　第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付したとき。

四　第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反したとき。

(罰則)〔両罰規定〕

労働安全衛生法第百二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。